Web 年金広報 2025年 11 月号
Vol.152（通巻797号）

発行所 特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9 The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281 FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

◆コラム◆ ＊はん＊せい＊き【連載 第４回】 薄井 康紀

年金税制に思う

税制は、国税は財務省、地方税は総務省の所管ですが、予算の概算要求と合わせて毎年度各省庁から税制改正要望が行われます。その後政府と与党の税制調査会の審議を経て、政府予算案の編成に合わせて税制改正大綱が決定されます。

医療保険を所管する保険局では、国民健康保険税の課税限度額の見直しが今でも毎年度の税制改正要望事項となっています。保険局では船員保険も所管していますが、私が在籍していた昭和50年代には、船員保険は業務上外を問わず医療、年金の給付を行うとともに、失業給付を行う総合的社会保険でした。（昭和61(1986)年の改正で一般の年金は厚生年金に統合され、さらに平成22(2010)年には職務上の医療、年金は労災保険に、失業関係は雇用保険に統合されて、現在は職務外の疾病と船員独自の給付を行う制度として全国健康保険協会が運営しています。）

このように当時は船員保険で年金も取り扱っていましたから、保険局も年金局とともに年金に関する税制改正要望を提出していました。詳細は覚えていませんが、公的年金給付は非課税にという要望だったと思います(厚生省の門を出たかどうかも今となっては記憶があいまいですが…)。

公的年金各法では、租税その他の公課は給付として支給を受けた金銭を標準として課することができないとされていて、老齢年金についてはその例外とされています。この老齢年金も含めて非課税にという要望です。健康保険法でも保険給付に対する租税その他の公課の禁止を定めていますから、私にとって違和感のない要望でした。

もっとも今から考えると極めてナイーブな要望だったように思います。その後、年金受給者の増加、受給年金額の増加の中で、老齢年金課税も給与所得として給与所得控除の対象とされていた仕組みから、雑所得として公的年金等控除を行う仕組みに改められることになります。そして、現在も世代間公平などの観点から、年金課税の在り方はこのままでよいのかが議論となっており、今後なんらかの見直しが求められると思います。

それ以上に問題なのは、既にいろんな方も指摘されているように、老齢年金以外は非課税となっていること。各制度では実務上の観点から住民税算定の基礎となる所得を用いて給付や負担を考えることが多いわけですが、老齢年金以外の年金についてはいくら年金額が高くても住民税は非課税（他に所得がある場合も少額の課税対象所得）となり、その結果として、介護保険や後期高齢者医療の保険料負担額は低くなり、医療・介護給付の受給時の自己負担も低く抑えられることになっています。低所得者を対象に給付金が支給されるときも、課税対象となる所得を基に判断がされます。他の所得の人とのアンバランスは大きく、全世代型社会保障の観点からも問題と言えるでしょう。

（給付は多く負担は少ない方がよいというのが人間の自然の感情ですが、）障害年金は別として、遺族年金の非課税は見直しを検討する必要があるのではないでしょうか。もっとも、その場合も、遺族基礎年金とその上乗せの遺族厚生年金については、子育て世代に配慮して非課税とすることが妥当と考えます。

薄井 康紀（うすい・やすのり）
特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会理事長
昭和51(1976)年に旧厚生省入省、厚生労働省政策統括官（社会保障担当）、社会保険庁総務部長・日本年金機構設立準備事務局長を経て、平成22(2010)年1月の日本年金機構設立に当たり同機構副理事長、平成27(2015)年12月に同機構を退任。令和5(2023)年より現職。